輸入統計品目表第九五類に号注として次のように加える。

号注

1　第9504.50号には、次の物品を含む。

(a)　ビデオゲーム用のコンソール（テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。）

(b)　ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器（携帯用であるかないかを問わない。）

この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器（第9504.30号参照）を含まない。

輸入統計品目表第九五・〇四項中「遊戯場用」を「ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用」に改め、同表第九五〇四・一〇号を削り、同表第九五〇四・二二〇号中「ボーリングアレー用」の下に「自動」を加え、同表第九五〇四・四〇号の次に次の一号を加える。

9504.50	000	―ビデオゲーム用のコンソール又は機器（第9504.30号の物品を除く。）	KG

輸入統計品目表第九六・〇八項中

「

		―万年筆その他のペン		
9608.31		――製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）		
	010	―――軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	NO	
	090	―――その他のもの	NO	を
9608.39		――その他のもの		
	010	―――軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	NO	
	090	―――その他のもの	NO	」

「

9608.30		―万年筆その他のペン		
	100	――軸又はキャップに貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの	NO	に
	200	――その他のもの	NO	」

改める。

輸入統計品目表第九六・一八項の次に次の一項を加える。

96.19				
9619.00		生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）		
	100	―紙製、セルロースウォッディング製、セルロース繊維のウェブ製又は紡織用繊維のウォッディング製のもの	NO	KG
	200	―綿製のもの	NO	KG
	300	―その他のもの	NO	KG

公　告

諮　詢　事　項

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２３年（へ）第７３号

岡山市北区中島田町１丁目５番３号
申立人　御南建設株式会社
代表者代表取締役　藤原　忠雄
申立人代理人弁護士　余傳　一郎
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月13日
平成23年９月14日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＺＤ47596
金額　990,000円
支払期日　平成23年６月８日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行日比谷支店
振出日　平成23年２月10日
振出地　東京都墨田区
振出人　大林道路株式会社　取締役社長　石井哲夫
受取人　申立人
裏書人　御南建設株式会社　代表取締役　藤原忠雄
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第７６号

東京都足立区保木間５丁目15番13号
申立人　有限会社プライム
代表者取締役　高橋　由絵
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月13日
平成23年９月14日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＳＢ503367
金額　310,800円
支払人　さわやか信用金庫日本橋支店
支払地　東京都中央区
振出日　平成22年12月31日
振出地　東京都中央区
振出人　株式会社サン・コミュニケーションズ　取締役社長　西川　久慈
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第８２号

千葉市中央区汐見丘町13番20号
申立人　株式会社タキザワ
代表者代表取締役　滝澤　孝雄
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月13日
平成23年９月14日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＮＦ280558
金額　656,000円
支払期日　平成23年３月30日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三井住友銀行日本橋支店
振出日　平成22年11月30日
振出地　東京都港区
振出人　タマホーム株式会社　代表取締役　玉木　康裕
受取人　有限会社インテリアハウス
裏書人　有限会社インテリアハウス　代表取締役　須藤　千博
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第８３号

大阪市中央区南船場１丁目10番25号
申立人　株式会社モトヤ
代表者代表取締役　古門　慶造
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月13日
平成23年９月14日　東京簡易裁判所